

税務相談室

医業外所得

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は開業医ですが、知人にお金を貸し、その利息収入を雑所得として申告してきました。ところがその知人が行方不明になり、利息はもちろんのこと、元本も回収できないことになってしまいました。
この回収不能となった利子および元本は、貸倒れとして他の所得から控除できますか。
なお、他に貸付けはありません。
2. 昨年友人にすすめられ、小豆の売買を10回くらい行い、約100万円の利益をあげました。この売買による利益は確定申告をするのでしょうか。また、するとしたら何所得で所得金額はどのように計算するのでしょうか。
3. 証券会社の金貯蓄口座により金の売買を行っていますが、この利益に対してはどのような課税が行われますでしょうか。

回答

1. 回収不能の未収利息は減額できますが、元本の貸倒れ損は控除できません。

税法上、事業所得の金額と雑所得の金額は、いずれも総収入金額から必要経費を差し引いて求めることになっていますが、この場合の必要経費は、総収入金額を得るために直接要した費用というのが考え方の中心になります。

ところで、未収金が回収できないとか、固定資産を取崩したとかいうマイナスは、収入を得るために必要な費用ではありません。そこで、これらのマイナスは資産損失として必要経費とは別に規定を置き、事業所得に係る資産損失は、全額その損失発生の時の必要経費に算入しますが、雑所得に係る損失で、①収入に計上したものが回収できなくなった損失は、その収入発生のときにさかのぼって収入がなかったこととし、②業務の用に供する資産や所得の基因となる資産の損失は、その損失の生じた年の当該所得の金額を限度として必要経費に算入します。

したがって、ご質問の場合、今まで雑所得として

申告してきた未収の利息については、利息の回収が出来ないこととなった日の翌月から2月以内に更正の請求をして申告済の所得をさかのぼって減額してもらうことができますが、貸付元本は所得の基因となる資産ですから、貸倒れとなった年分の雑所得の金額を限度に必要経費に算入されます。

しかし、あなたの場合は他に貸付けはないとのことですから、結果的に貸倒れとなった元本の損失を救済する方法はありません。

2. 商品取引による所得が事業所得に該当するか、雑所得に該当するかは、次の諸点を総合勘案して判断することになり、これらの諸点からみて商品取引を業として営んでいると認められるときは事業所得、そうでないときは雑所得として取り扱われることとなります。

- (1) 取引の規模、取引金額、取引回数
- (2) 取引の形態や資金繰りの状況
- (3) 商品取引以外の職業の有無

ご質問の場合、あなたの本業は医業であり、しかも取引回数等の諸点から考えて商品取引を事業的規模でおこなっているとは認められませんので、この場合の商品取引による所得は、雑所得に該当するものと思われます。

つぎに、所得金額の計算ですが、雑所得の場合も所得金額の計算は基本的には事業所得と同じように計算します。ただ、資産損失と損益通算については若干必要経費参入の方法に差異がありますからご注意ください。

3. 金貯蓄口座の利益に対しては、昭和63年4月1日以降、15%（ほかに地方税5%）の税率による源泉分離課税が適用されます。

金の売買による利益は、原則として譲渡所得に該当しますが、金の売買を業務として行っている場合または営利を目的として継続的に行っている場合には、事業所得または雑所得として課税されます。

昭和62年9月の税制改正では、金貯蓄口座の利益もいわゆる金融類似商品の一つとして、新たに15%（ほかに地方税5%）の税率による源泉分離課税制度が採用され、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき利益について適用されることになりました。

この対象となるものは、金その他貴金属などの買入れおよび売戻しに関する契約で、一定期間後に一定金額が売り戻す旨の定めのあるものに基づく利益とされていますので、金投資口座・金貯蓄口座・金定期口座・金信託口座などの名称にかかわらずその内容により判断されます。